

平成23年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 縮減 ）

No	11	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	植林費の損金算入の特例の2年延長	
見直し内容(概要)	平成22年3月31日までの特例措置として、森林法に定める森林施業計画に基づいて造林するために植林費を支出した場合、その金額の100分の35を損金に算入することができることとされているが、本特例措置を廃止すること。	
関係条文	〔 〕	
増収見込額	+28 (+28) (単位：百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>平成21年度の税制改正の結果、対象となる植林費から、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>製紙業においては、補助金等の交付を受けることを予定している法人がほとんどであり、平成21年度以降は本特例措置の適用が見込まれていないことから、本特例措置を延長する必要はないと考えられる。</p>	
ページ	11—1	